事件番号　令和３年（家イ）第１２３４号　離婚等請求調停事件

申立人　仙台　一郎

相手方　仙台　花子

子の監護に関する陳述書

令和３年１月１１日

仙台　一郎

１　生活歴

　　平成　１年　１月　　　（株）仙台ABC入社

　　平成１１年　２月　　　（株）仙台ABC退社

　　平成１１年１２月　　　（株）XYZ入社

　　平成１３年　５月　　　　申立人と婚姻。仙台市青葉区アパートにて生活

　　平成１４年　５月　　　　仙台市泉区アパートへ転居

平成１５年１０月１日　　長男次郎出生

　　平成２０年１０月１日　　長女ひまわり出生

　　平成２２年　５月　　　　仙台市泉区に新築転居

２　就労状況・経済状況

　　職業　会社員

　　勤務先　（株）XYZ

　　仕事内容　ソフトウェア開発・運用　仙台市青葉区の本社勤務。

　　　　　　　毎週月曜日～金曜日まで出勤、勤務時間は午前８時半から午後５時までである。休日出勤は年間ほぼ決まっており、年間４～５回休日出勤する。

　　　　　　　残業は不定期だが週２時間程度である。

　　　　　　　自宅からはバスで通勤。実家からは自家用車で通勤。片道３０分。

３　心身の状況

　　申立人の不貞行為の事実を知ってから、精神的に不安定になり体重が１０kg減少した

　　が、健康診断は異常なし。現在、別居することにより、精神的に安定し体重は５kg

　　回復し、健康診断も問題なし。

　　主な病歴も無し。

４　家庭の状況

　　ア　１日のスケジュール

　【平日】

　　　6:00　　相手方が起床する。

　　　6:30　　相手方が長男次郎、長女ひまわりを起こし、一緒に朝食をとる

　　　　　　　（メニューはパンと卵、ソーセージ、野菜ジュース等）

　　　7:00　　自家用車にて寺岡小学校、寺岡中学校へ送迎し、そのまま通勤。

　　　8:30　　出社

　　　15:00　 長女ひまわりが小学校終了、相手方母の送迎にて帰宅。

　　　17:00　 退社

　　　18:00　 帰宅。長男次郎、長女ひまわりと一緒に夕食をとる。

　　　19:00　 長男次郎に学習塾がある場合、相手方が送迎する。

　　　21:00　 長男次郎に学習塾がある場合、相手方の送迎により帰宅。

　　　22:00　 勉強、翌日の準備等を済ませ就寝する。

　　【休日】

　　　8:00　　相手方が起床し、長男次郎、長女ひまわりを起こす。

　　　8:30　　長男次郎、長女ひまわりと朝食をとる。

　　　9:00　　長男次郎、長女ひまわりと勉強、娯楽（ゲーム等）などを行う。

　　　12:00　 長男次郎、長女ひまわりと昼食をとる（外食することもある。）

　　　13:00　 長男次郎、長女ひまわりと勉強、娯楽（ゲーム等）、実家近くの

　　　　　　　河川敷等へ遊びに行ったりする。

　　　　　　　また、自家用車で買物に行ったりする。

　　　18:00　 帰宅する。

19:00　 長男次郎、長女ひまわりと一緒に夕食をとる。

22:00　 勉強、翌日の準備等を済ませ就寝する。

イ　住居の状況

　　　間取りについて、実家４ＬＤＫ　３階建てにて、３階部分を相手方、長男次郎

　　　長女ひまわりの寝室部分として使用している。

　　　紫山自宅については、４ＬＤＫ　２階建てにて、２階に各自子供部屋、相手方

　　　寝室がある。

ウ　同居人とその状況

　　　　長男　　　　仙台　次郎　（15） 　平成１４年１０月　１日生　中学●年生

　　　　長女　　　　仙台　ひまわり（10）　平成１９年　２月１８日生　小学●年生

　　　　相手方父　　仙台　六郎（72）　 昭和２０年　４月１５日生

　　　　相手方母　　仙台　桜　（65）　 昭和２５年　１月１８日生

　　　　相手方叔母　仙台　梅　（68）　 昭和２２年１０月２４日生

５　子の状況（長男次郎）

1. 生育歴

平成１４年１０月１日　　　長男次郎出生。

平成１９年　７月　　　　　仙台市青葉区中央へ転居

平成２１年　４月　　　　　仙台市立●●小学校入学

平成２７年　４月　　　　　仙台市立●●中学校入学

平成２９年　２月２７日　　申立人の不貞相手との同棲別居並びに、妊娠

　　　　　　　　　　　　　による心身への影響を考え、相手方実家へ

　　　　　　　　　　　　　一時的な避難を行う。

1. 申立人と別居後、現在に至るまでの監護の実情

長男次郎においては、思春期であることから、申立人の不貞行為について

平成２９年８月に話をしたところ、別居前の申立人の様子や、申立人と

相手方の話し合いを目撃していることから、ある程度認識し、理解をして

いる様子だった。長男次郎においては、軽度の発達障害があり、物事に対し

決断することが苦手だが、相手方と生活することを迷わず希望している。

申立人と同居中は、睡眠不足等の影響が出ていたが、別居後、相手方や

相手方父母との生活で精神も安定し、高校受験にまい進している。

監護状況としては、日々の通学については、相手方、相手方父母が協力し

送迎を行っている。同様に学習塾への送迎も行っているが、１５歳という年齢

でもあるので、１人でも交通機関を使用し行動している。

　　（３）心身の状況

ア　病歴、健康状態

　　小学校２年生（７歳）の時、発達障害の疑いがあり、検査を実施。

　　軽度の多動性発達障害があると診断された。

　　その後、進級、中学校へ進学し、忘れ物や連絡等の欠落があるが

　　学校側の理解と支援もあり、中学３年生を迎えている。

　　所属する卓球部の部長も勤めており、人間的にも成長している。

　　健康上は問題なし。

イ　発育、健康状態、性格等

　　小学２年生（７歳）の時、軽度の多動性発達障害と診断される。

　　性格は温厚で、友人も多い。低学年への面倒見も良い。

　　発達障害の影響か、話相手への伝達が苦手なこともある。

　　また、想定以外の結果に対し自身の中で消化出来ない場合、瞬間的に

激昂することがある。その為、申立人の不貞行為で精神的なショック

を与えることを危惧していたが、丁寧に説明を行うことで、理解したと

見える。

1. 現在の生活状況

ア　長男次郎の１日の平均的なスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時　刻 | 備　　考 |
| 起床 | ６：３０頃 | 起こす人は相手方 |
| 朝食 | ６：４５頃 | 一緒に食事をするのは相手方 |
| 登校 | ７：００頃 | 相手方が学校へ自家用車で送迎 |
| 下校 | １７：００頃 | 相手方が車にて送迎 |
| 夕食 | １９：００頃 | 一緒に食事をするのは相手方 |
| 就寝 | ２２：００頃 | 相手方と同じ部屋で就寝 |

　　　　　イ　学校での状況

　　　　　　　学校名　仙台市立寺岡中学校

　　　　　　　出席状況　月曜から金曜まで通学している。今年度は休みなし。

　　　　　ウ　監護の実情

　　　　　　　日常的には、相手方、相手方父母が協力し、送迎や身辺の世話をしている

　　　　　　　学校の準備、勉強等は自身で計画を立て、実践するようにしている。

　　　　　　　また、身の回りの整理整頓も自身で出来るよう教育実践している。

　　　　　エ　別居親（申立人）との交流の状況

　　　　　　　別居後交流はない。

1. 紛争に対する子の認識程度

調停のことについては理解してはいないが、不貞行為、妊娠、出産については

認識しており、両親が離婚せざる負えないことも理解している。

６　子の状況（長女ひまわり）

1. 生育歴

平成１９年　２月１８日　　　長女ひまわり出生。相手方実家青森の病院にて

平成１９年　７月　　　　　　仙台市青葉区中央へ転居

平成２５年　４月　　　　　　仙台市立●●小学校入学

平成２９年　２月２７日　　　申立人の不貞相手との同棲別居並びに、妊娠

　　　　　　　　　　　　　による心身への影響を考え、相手方実家へ

　　　　　　　　　　　　　一時的な避難を行う。

1. 申立人と別居後、現在に至るまでの監護の実情

長女ひまわりにおいては、１０歳であるが、不貞行為ということについては

ある程度の認識があった。申立人の不貞行為について平成２９年８月に

話をしたところ、目に涙を浮かべ、動揺の様子が見えた。しかし小学校

同学年の母子家庭の友人も居るらしく、自身の両親が離婚に至るがしょうがない

と考え、相手方と生活することに同意し、希望している。

申立人と同居中は、申立人が別居していることに対し、疑問を抱いていた。

避難先の相手方実家については、毎週末や学校の長期休暇時に宿泊をしており

相手方父母からも大いに可愛がられている状況もあり、別居後、申立人の不貞行為の事実を知るも、相手方父母のケアもあり、精神的に安定している。

監護状況としては、日々の通学については、相手方、相手方父母が協力し

送迎を行っている。同様に学習塾への送迎も行っている。

1. 心身の状況

ア　病歴、健康状態

　　神経質なところもあり、ストレス等で頭痛、耳痛を訴えることが時々

　　あるが、健康上大きな病気はない。

　　　　　　 平成28年10月17日　小学校階段から転落し、学校から申立人に電話連絡

　　　　　　 があったが、申立人の携帯電話が不通だった為、相手方へ連絡あり。

　　　　　　 相手方からも申立人に連絡を試みたが、不通だった為、相手方は学校へ

　　　　　　 向かい、病院にて診察を行った。健康状態は問題なかった。

　　　　　　 平成29年4月に全身に蕁麻疹が発生したが、数回の通院で現在は異常なし

　　　　イ　発育、健康状態、性格等

　　　　　　同学年同級生と比べると身体的に小さいが、精神的に劣るところはない。

　　　　　　明るく、友人も多い。旅行時は友人にお土産を買うなど、交友関係を大事に

　　　　　　している。

　　　　　　寂しがりなところもあり、そのことから、相手方の精神的な部分や身体的部分を心配する様な発言をすることもある。

1. 現在の生活状況

ア　長女ひまわりの１日の平均的なスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時　刻 | 備　　考 |
| 起床 | ６：３０頃 | 起こす人は相手方 |
| 朝食 | ６：４５頃 | 一緒に食事をするのは相手方 |
| 登校 | ７：００頃 | 相手方が学校へ自家用車で送迎 |
| 下校 | １５：００頃 | 相手方母が車にて送迎 |
| 夕食 | １９：００頃 | 一緒に食事をするのは相手方 |
| 就寝 | ２２：００頃 | 相手方と同じ部屋で就寝 |

　　　　　イ　学校での状況

　　　　　　　学校名　仙台市立●●小学校

　　　　　　　出席状況　月曜から金曜まで通学している。今年度は４月に蕁麻疹の為

　　　　　　　２日間欠席している

　　　　　ウ　監護の実情

　　　　　　　日常的には、相手方、相手方父母が協力し、送迎や身辺の世話をしている

　　　　　　　学校の準備、勉強等は自身で計画を立て、実践するようにしている。

　　　　　　　また、身の回りの整理整頓も自身で出来るよう教育実践している。

　　　　　　　また、料理等家事も相手方母の手伝いもしている。

　　　　　エ　別居親（申立人）との交流の状況

　　　　　　　別居後交流はない。

1. 紛争に対する子の認識程度

調停のことについては理解してはいないが、不貞行為、妊娠、出産については

認識しており、両親が離婚せざる負えないことも理解している。

７　監護者になった場合の監護方針

1. 予定している監護環境及び態勢（親族等による監護補助の態勢を含む。）

仙台市泉区紫山の持ち家へ相手方父母と同居することを考えている。

監護態勢については学校への送迎が無くなるだけで他は変更ない。

1. 今後の養育方針

規則正しい生活習慣を身につかせ、自分の事は自分で出来るよう、将来自立したとき困らない様な教育をしていきたいと考えている。

1. 申立人と子との面会交流の在り方

申立人には乳児がおり、子の精神的影響が大きいと思われる為、

子の希望等の状況を鑑み、毎月１回交流することを考えている。

但し、時間、場所等は様子を見ながら考慮したい。

以　上